

令和3年1月25日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会  
委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和3年第1回魚沼市議会定例会について  
(2) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 1月25日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和3年第1回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり2月24日とし、会期は3月23日までの28日間とした。  
審議予定については、別紙「令和3年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。  
一般質問の取扱いについては、別紙「令和3年第1回(2月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は3月1日午前8時30分とした。  
魚沼市議会委員会条例の一部改正については、今後条例改正案を調整し、発議について次回の委員会で審議することとした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

(1) 令和3年第1回魚沼市議会定例会について

(2) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について

(3) その他

2 日 時 令和3年1月25日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、  
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、森山総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。令和3年第1回魚沼市議会定例会の運営について、ご審議をお願いします。

これより議事に入ります。

#### (1) 令和3年第1回魚沼市議会定例会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和3年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 招集期日について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 2月24日の招集でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

佐藤(肇)委員長 ただいま説明があった招集期日について、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日については、説明のとおり2月24日と決定いたしました。

(2) 会期及び会議予定について、議会事務局長に説明させます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和3年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」により説明)

3月1日の摘要欄のほうに一般質問通告期限とございますけども、後ほど皆さん方のほ

うにお諮りしますが、2月26日に通告期限とさせていただきたいと思いますので、こちらのほう変更をお願いしたいと思います。理由については後ほどお話ししますが、また議長及び議会運営委員長のほうから内容について審議いただきたいということで、ここで半日余裕を取りたいという考えです。以上です。

佐藤（肇）委員長　ただいまの説明について質疑がありましたらお受けいたします。質疑はありませんか。（なし）質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りします。会期については2月24日から3月23日までの28日間とし、会議予定は令和3年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）のとおりとすることで、ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、会期は2月24日から3月23日までの28日間とし、会議予定は別紙令和3年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）のとおりとすることに決定いたしました。

次に、（3）一般質問について、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　（資料「令和3年第1回（2月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」により説明）

先ほどご説明いたしましたけれども、通告期限について年間の計画表では3月1日となっておりますが、このところ継続しております議長及び議会運営委員長からの事前確認の時間を設けたいので、2月26日金曜日、正午を通告期限ということでお願いしたいと考えております。以上です。

佐藤（肇）委員長　ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員　一般質問の通告期限なんですけれども、確かにこのところ議長と議運の委員長とで一般質問の、皆さんから出てきたのを一応確認してという作業をしているということで、今の説明ですと稼働日で1日早めたいということなんですけれども、ただ、やはり皆さん市長の所信表明を聞いて、それから今回は一般質問の通告をしようと思ってる方、結構いらっしゃると思います。そういう中で翌日の正午というのが、本当に全議員の皆さんがそれでいいと言えるかどうか、私はちょっと疑問なんですけれども、少しいろんな方々の意見を聞いてからということではできないでしょうか。

佐藤議会事務局長　今ほど渡辺委員のおっしゃったことについては、委員長との事前の打ち合わせの中でも、本委員会の中でいろいろ意見が出るだろうということもありますし、事務局でこの案をつくるときも、土日が挟まるので実質的な質問を考える時間が大分短くなるだろうということがございました。この委員会の中で意見交換していただければと考えております。

佐藤（肇）委員長　それでは、しばらくの間休憩して、本件について少し協議をさせていただきたいと思います。

ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　憩（10：07）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 15)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、一般質問の通告期限について協議をさせていただきました。通告期限につきましては、当初の予定表にあります3月1日正午というのを、3月1日午前8時30分ということで早めさせていただくということで合意をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。

そのほかに一般質問についてございませんか。今回の一般質問につきましても、12月定例会と同じ扱い、コロナ禍の中での扱いという形で、制限時間についても40分という形にさせていただいております。その件についてはいかがですか。（なし）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。一般質問の取扱いについては、ただいま議会事務局長から説明のあった令和3年第1回（2月）定例会一般質問の取扱いについて（案）の内容とし、なお通告期限については、3月1日午前8時30分とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

この後の日程につきましては、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からはご退席いただこうと思いますが、ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、執行部から何かありませんか。

内田市長 ございません。

佐藤（肇）委員長 委員の皆様から執行部に対し何かありませんか。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 17)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 18)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにありませんか。（なし）ないようですので、これで執行部からはご退席いただきます。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 18)

執行部退席

再 開 (10 : 18)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

## (2) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長 日程第2、魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本件については、1月19日の全員協議会で本委員会において調整し、発議することと決定されたものであります。資料が提出されておりますので、議会事務局長から説明を求めます。

佐藤議会事務局長 お配りしました魚沼市議会委員会条例の一部改正に基づいてご説明いたします。まず、1月19日の全員協議会での決定事項について、もう一度確認をしたいと思います。4点の確認が行われております。1点目は、常任委員会を2委員会とし、名称、委員数を総務文教委員会9名、産業厚生委員会9名とする。2点目が、1議員1委員会の所属とする。3点目が、委員会の所管は、総務文教委員会は現在と同様の所管、産業厚生委員会は現在の市民福祉委員会及び産業建設委員会の所管とする。4点目は、議長が委員会に所属するかどうかは、議長の判断による。この4点でございます。1点目及び3点目につきましては、条例の第2条第2項に規定してあり、お配りした資料の2枚目になりますが、こちらの新旧対照表で整理したような改正が必要となります。また、2点目、4点目については、条例の第2条第1項に「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員を辞退することができる。」とありますので、こちらについて条例の改正は必要ないものと考えております。新旧対照表を御覧ください。

（資料「魚沼市議会委員会条例の一部改正について（案）」「魚沼市委員会条例新旧対照表（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員 ポリューム的になんですけれども、考えてみると、産業建設委員会と市民福祉委員会とが丸々、今まで1つずつだったものが2つになるということですのでけれども、その辺りのボリュームというのはどんな感じなんでしょうか。

佐藤議会事務局長 議会改革特別委員会のほうで、作業部会の部会長さんからも同じような質問があってお答えしているんですけども、結論から言うと総務文教委員会がボリュームが非常に多くある。特に教育委員会の部分が子育ての部分も入ってきますので、その関係でボリュームが非常に多くなっている。逆に市民福祉及び産業建設のほうにつきましては、確かに今回の市民福祉のように計画の改定があったようなときについては、総務並みに計画が幾つも出てきているので、ちょっとボリューム的にあったというのはあるんですけども、それ以外の部分については、2つ合わせて総務文教とボリューム的には似たようなところかなというところが実際のところだと考えております。

渡辺委員 ほかの皆さんが異論がないようで、きているわけですので、承知しました。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）それでは、質疑がないようです。本件につきましては、次回の議会運営委員会が予定されております2月15日に決定したいと思っております。それまでに事務局のほうで条例改正案等について調整をしていただきたいと思います。なお、本提出につきまして、議会運営委員会で諮れということについて、この委員会の中で皆さんの合意をしていただきたいと思います。ご異議ござい

ませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、条例改正案につきましては、議会運営委員会で発議させていただくということに決定させていただきました。先ほど言いましたように、次回の2月15日に決定ということでご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。本件については以上といたします。

### (3) その他

佐藤(肇)委員長 日程第3、その他を議題といたします。皆さんから協議事項等はありませんか。

渡辺委員 先ほどの予算の説明のことなんですけれども、予算の説明会、今調整中だということなんです、今のところ時間的には何時から何時くらいを予定して調整していただいているのか分かりますか。

佐藤(肇)委員長 まだ、具体的などころまでは詰まっていないと聞いておりますので、次回の議運くらいにはしっかりと、皆さんに説明できるようになると思っております。

渡辺委員 意見ですけれども、普通、予算のところを2日目にしてもらう説明、一日かけてするわけですけれども、できれば私はそれくらいのボリュームがあってもいいのかなと思っているんですが、あんまり簡単にされてしまうとですし、執行部のほうがどのように考えているかだと思えるところもあるんですけれども、その辺りいかがですか。

佐藤(肇)委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:27)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:28)

佐藤(肇)委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ほかにごございませんか。(なし) ないようですので、これでその他を終わります。次回、第1回定例会に係る市長提出事件、議長受付事件等の取扱いについての審議の委員会は、2月15日月曜日、午前10時に開催いたします。日程調整のほうをよろしく願いいたします。本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (10:29)